意見書

平成 25 年 4 月 12 日

総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 料金サービス課御中

郵便番号 105-0001

とうきょうとみなとくとらのもん

住 所 東京都港区虎ノ門2-10-1

氏 名 イー・アクセス株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう

代表取締役社長 エリック・ガン

連絡先 企画部

mail:

TEL

FAX

「メタル回線のコストの在り方に関する検討会」報告書(案)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

この度は、「メタル回線のコストの在り方に関する検討会」報告書(案)に関し、意見を申し述べる機会をいただき、誠にありがとうございます。 以下、当社の考え方を申し述べます。

■総論

ADSLサービスの利用者の減少傾向は年々加速している状況にあり、当社においてはADSL設備の撤去や集約等により可能な限りのコスト削減を行い事業の採算性確保に努めています。しかしながら、接続料については接続事業者の努力だけでは削減ができないコストであり、急激な上昇傾向によりサービス継続上に大きな影響を与える水準となっています。

光ファイバサービスを利用できない環境にありADSLサービス以外の選択 肢がない利用者も存在しており、接続事業者として、利用者の利便性を損なわ ずサービス提供を行う必要がある状況下、報告書(案)にて耐用年数の見直し、 メタル回線と光ファイバ回線の配賦基準の見直しの方向性が示されたことは大 変望ましいことであり、早急に実現していただくことを要望します。

また、今後も継続的にメタル回線の需要減が見込まれ数年後には再度上昇基調に転じることが想定されるため、その際には本検討会を改めて開催いただくか電話網移行円滑化委員会や競争政策委員会等にて、メタル回線を利用するサービスが存続する限り継続する課題として捉え、検討していただく必要があると考えます。

■各論

- ●第2章:メタルケーブルの未利用芯線コストの扱いについて
- 1. メタルケーブルの未利用芯線の現状(2)未利用芯線が発生する理由③において、「一定の予備芯線を確保する必要がある」とするのであれば、適正な予備芯線の割合について検証すべきと考えます。
- 2. メタルケーブルの未利用芯線コストに関する考え方(1)物理的対応1) メタルケーブルの撤去において、東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電 話株式会社殿(以下、NTT東西殿)によれば「今後の利用見込みがない場合 はメタルケーブルを撤去している」とありますが、撤去実績や撤去を行う際の 判断基準については、適切な判断によるコスト削減が行われているかを検証可 能とするため、接続事業者に対して公開すべき情報であると考えます。

ユニバーサルサービスとドライカッパはサービス提供の趣旨が異なることや、

未利用芯線は専らユニバーサルサービスの維持のために残置されているにもかかわらず、当該コストをドライカッパ接続料で負担する構造となっていることから、本来、原価の算定根拠としては区別すべきであり、DSLに係る設備がコロケーションされていない局舎のコストを算定対象から除外することは合理性のある対応と考えます。

(4) メタルケーブルへの新規投資 2) 新規投資の効率化において、「メタルケーブルの多くは残置せざるを得ない状況にある」とあり、現時点の経済合理性のみで判断し結論付けることは時期尚早であり適切な表現ではないと考えます。まず、NTT東西殿には、メタル回線のマイグレーションに関する方針を明らかにしていただき、将来的にメタルケーブルをどう扱うのか、今後の在り方について検討すべきと考えます。

そのため、未利用芯線コストの除外については、今後も引き続き検討してい くべき課題であることを追記していただきたいと考えます。

●第3章:メタル回線に係る設備の耐用年数について

報告書(案)の耐用年数の基本的な考え方及び見直しの方向性にある通り、実態と大きく乖離している状況と考えられることから、メタルケーブルの耐用年数の見直しを実施することは適切かつ必要な対応と考えます。また、メタルケーブルと同様に、電柱及びMDFについても実態と乖離している状況であれば、耐用年数の見直しを実施すべきと考えます。

NTT東西殿により平成25年5月に報告される使用実態調査の結果については、接続料算定の透明性確保と予見可能性の観点から事業者にも公表すべき内容と考えます。

●第4章:施設保全費のメタル回線と光ファイバ回線への配賦方法について

施設保全費における「ケーブル保守に係る費用」、及び「電柱等・土木設備に係る費用」の配賦基準見直しは、メタル回線から光ファイバへの移行が進展する環境変化を的確に反映し、接続料算定の適正化に寄与することから、実施すべきと考えます。

なお、メタル回線に係る接続料の上昇は、ドライカッパのみではなくラインシェアリングでも深刻な影響を及ぼしていることから、例えば、現行の施設保全費の配賦基準となっている「芯線数比」などMDFにおける配賦基準全般についても、保守作業の実態調査等を実施の上適切なものに見直すことが必要と考えます。

●第5章:回線管理運営費の平準化について

報告書(案)では、回線管理運営費の平準化の見直しは、加入光ファイバ接続料への影響や、今後の単金の予測が困難であることから、現時点では判断が難しいとの考え方が示されております。

しかしながら、特に、当社などのDSL事業者にとっては、現状ラインシェアリング接続料の過半を占める回線管理運営費の上昇が、サービス提供に深刻な影響を与えていることから、メタル回線に係る機能のコスト負担が過度にならぬように配賦の適正化を図ることが喫緊の課題と考えます。従って、平準化の見直しについては、今後の料金水準の見通しを可能な限り明確化し、早期に結論を得るべきと考えます。

なお、報告書(案)で示された加入光ファイバ接続料への影響等を考慮することが必要であることから、配賦方法の見直しにあたっては、「機能別単価の導入」の可否のみの議論に留まらず、幅広い選択肢を用意して、市場環境に合った最適な方法を導く必要があると考えます。一例として、機能別単価を導入した上で、光ファイバの回線管理運営費を将来原価方式によって算定することにより、加入光ファイバ接続料への影響を緩和する方法が考えられます。

また、現状オペレーションシステムの開発は光ファイバに係るものに集中しており、結果として、光ファイバのシステム開発費用をメタル回線に係る機能で負担する構造になっていることを踏まえれば、以下のように、システム開発に係る費用のみ機能別負担とする方法も選択肢として検討すべきと考えます。

- ▶ 回線管理運営費のコストのうち、システム開発費用のみ機能別に直課
- ▶ システム意見交換会などで接続事業者が要望した改修案件のシステム開発 費用は、機能別に直課

加えて、回線管理運営費については、配賦方法の見直しのみではなく、コスト削減を促進することも必要と考えます。

回線管理運営費においては、システム開発やSO稼働に係るコストを、NTT東西殿が接続事業者から回線管理運営費にて全て回収可能であり、コスト削減インセンティブが機能しない構造にあることが根本的な問題点となっております。従って、NTT東西殿へのインセンティブ規制として、例えば、「コスト削減目標値」や「プライスキャップ」を導入すべきと考えます。

●第6章:メタル回線コストの見直しの実施の方向性について

「メタル回線の接続料原価」、及び「NTT東西殿のメタルケーブルの新規投資の動向」に係る情報が事前開示されることは、接続事業者の予見性の向上、及び次年度の接続料算定に向けNTT東西殿、総務省殿に接続事業者の問題意識を早期に共有し、接続料低廉化に向けた提案、協議を円滑に進めることに寄与することから、大変有意義であると考えます。

なお、公表される情報の1つとして「メタルケーブルの総延長」が示されて おりますが、NTT東西殿が効率的な設備運営を行っているかより詳細に把握 するために、「当該年度に新設、及び撤去されたメタルケーブルの延長」も合わ せて公表すべきと考えます。

以上